

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

新NISA(少額投資非課税制度)

令和6年1月より新NISAが始まりました。

通常、上場株式や投資信託により得られた利益には、20.315%の税金がかかります。一方、NISA口座で得られた利益に対しては税金がかかりません。

新NISAでは「成長投資枠（旧一般投資枠）」、「つみたて投資枠（旧つみたてNISA）」として旧NISAと比べて大きく3点が変更されました。

① 年間投資可能上限額

年間投資可能限度額が成長投資枠は240万円、つみたて投資枠は120万円に、また保有限度額は1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円）に引き上げられました。

② 口座開設期間、非課税保有期間

口座開設期間、非課税保有期間が無期限となりました。

③ 成長枠とつみたて投資枠が併用可能

旧NISAでは、年単位で一般NISA、つみたてNISAのいずれかのみ利用となっておりました。新NISAでは成長投資枠、つみたて投資枠が同時に利用可能となりました。

旧NISA口座を利用されている方は、新NISA口座が自動的に設定されます。

また、NISA口座での運用された利益については確定申告の必要はありません。

(仮に、運用において損失が出ても、他の株式口座との相殺はできません。)

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。